

# 目 次

議案第21号	令和7年度角田市一般会計予算	1
議案第22号	令和7年度角田市国民健康保険事業特別会計予算	9
議案第23号	令和7年度角田市後期高齢者医療特別会計予算	13
議案第24号	令和7年度角田市介護保険特別会計予算	15
議案第25号	令和7年度角田市産業用地造成事業特別会計予算	19
議案第26号	令和7年度角田市東根財産区特別会計予算	21
議案第27号	令和7年度角田市水道事業会計予算	23
議案第28号	令和7年度角田市下水道事業会計予算	27

# 令和7年度各種会計歳入歳出予算総括

会計区分		本年度	前年度	比較
一般会計		16,788,000 <sup>千円</sup>	15,354,000 <sup>千円</sup>	1,434,000 <sup>千円</sup>
特別会計	国民健康保険事業	3,390,830	3,482,208	△91,378
	後期高齢者医療	469,139	445,934	23,205
	介護保険	3,347,437	3,277,035	70,402
	産業用地造成事業	6,956	581	6,375
	東根財産区	548	505	43
	計	7,214,910	7,206,263	8,647
企業会計	水道事業	1,457,486	1,406,391	51,095
	下水道事業	2,172,142	2,261,223	△89,081
	計	3,629,628	3,667,614	△37,986
合計		27,632,538	26,227,877	1,404,661

## 令和7年度角田市一般会計予算

令和7年度角田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,788,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬(特別職に係る報酬を除く。)、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月17日 提出

角田市長 黒 須 貫

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		3,782,973
	1 市民税	1,383,969
	2 固定資産税	1,862,804
	3 軽自動車税	126,106
	4 市たばこ税	224,268
	5 入湯税	5,000
	6 都市計画税	180,826
2 地方譲与税		187,084
	1 地方揮発油譲与税	40,000
	2 自動車重量譲与税	130,000
3 森林環境譲与税		17,084
	1 地方揮発油譲与税	40,000
	2 自動車重量譲与税	130,000
3 利子割交付金		1,600
	1 利子割交付金	1,600
	3 森林環境譲与税	17,084
4 配当割交付金		11,000
	1 配当割交付金	11,000
5 株式等譲渡所得割交付金		13,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	13,000
6 法人事業税交付金		80,000
	1 法人事業税交付金	80,000
7 地方消費税交付金		800,000
	1 地方消費税交付金	800,000
8 ゴルフ場利用税交付金		3,500
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,500
9 環境性能割交付金		24,000
	1 環境性能割交付金	24,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		13,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	13,000
11 地方特例交付金		20,010
	1 地方特例交付金	20,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	10
12 地方交付税		3,887,765
	1 地方交付税	3,887,765

(単位：千円)

款	項	金額
13 交通安全対策特別交付金		4,000
	1 交通安全対策特別交付金	4,000
14 分担金及び負担金		11,039
	1 分担金	2,343
	2 負担金	8,696
15 使用料及び手数料		91,892
	1 使用料	79,146
	2 手数料	12,746
16 国庫支出金		1,924,260
	1 国庫負担金	1,144,891
	2 国庫補助金	773,722
	3 委託金	5,647
17 県支出金		976,247
	1 県負担金	503,853
	2 県補助金	361,832
	3 委託金	110,562
18 財産収入		46,137
	1 財産運用収入	45,627
	2 財産売払収入	510
19 寄附金		1,008,667
	1 寄附金	1,008,667
20 繰入金		2,244,777
	1 基金繰入金	2,244,777
21 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
22 諸収入		273,149
	1 延滞金、加算金及び過料	10,000
	2 市預金利子	3,113
	3 貸付金元利収入	154,286
	4 受託事業収入	10,707
	5 雑入	95,043
23 市債		1,333,900
	1 市債	1,333,900
歳入	合計	16,788,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		166,456
	1 議会費	166,456
2 総務費		3,570,703
	1 総務管理費	3,064,912
	2 徴税費	223,241
	3 戸籍住民基本台帳費	180,812
	4 選挙費	54,897
	5 統計調査費	25,295
	6 監査委員費	21,546
3 民生費		4,855,257
	1 社会福祉費	2,762,286
	2 国民年金費	15,384
	3 児童福祉費	1,884,045
	4 生活保護費	188,284
	5 災害救助費	5,258
4 衛生費		1,061,760
	1 保健衛生費	836,216
	2 清掃費	225,304
	3 上水道費	240
5 労働費		15,809
	1 労働諸費	15,809
6 農林業費		632,919
	1 農業費	581,081
	2 林業費	51,838
7 商工費		348,839
	1 商工費	348,839
8 土木費		2,208,409
	1 土木管理費	66,349
	2 道路橋りょう費	1,161,034
	3 河川費	61,104
	4 都市計画費	228,649
	5 下水道費	521,398
	6 住宅費	169,875

(単位：千円)

款	項	金額		
9 消防費		867,919		
	1 消防費	867,919		
10 教育費		1,414,434		
	1 教育総務費	389,436		
	2 小学校費	157,893		
	3 中学校費	84,294		
	4 社会教育費	384,689		
	5 保健体育費	398,122		
11 災害復旧費		9,000		
	1 農林業施設災害復旧費	6,000		
	2 公共土木施設災害復旧費	3,000		
12 公債費		1,606,485		
	1 公債費	1,606,485		
13 諸支出金		10		
	1 普通財産取得費	10		
14 予備費		30,000		
	1 予備費	30,000		
歳	出	合	計	16,788,000

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
会 議 録 作 成 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	千円 4,455
バ ス 借 上 料	令和7年度から 令和12年度まで	7,007
自 動 車 借 上 料	令和7年度から 令和12年度まで	4,573
角 田 市 第 6 次 長 期 総 合 計 画 後 期 計 画 策 定 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	5,320
人 事 給 与 ・ 庶 務 事 務 シ ス テ ム 利 用 料	令和7年度から 令和12年度まで	1,809
L G W A N 接 続 サ ー ビ ス 利 用 料	令和7年度から 令和12年度まで	4,770
行 政 情 報 シ ス テ ム 標 準 化 対 応 版 利 用 料	令和7年度から 令和12年度まで	249,845
文 書 管 理 シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和12年度まで	270
庁 内 情 報 シ ス テ ム 機 器 借 上 料	令和7年度から 令和9年度まで	5,074
公 共 工 事 積 算 シ ス テ ム 借 上 料	令和7年度から 令和11年度まで	4,352
I P 電 話 機 器 借 上 料	令和7年度から 令和12年度まで	54,431
I P 電 話 連 携 ス マ ー ト フ ォ ン 借 上 料	令和7年度から 令和12年度まで	6,374
市 民 活 動 支 援 セ ン タ ー 運 営 支 援 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和9年度まで	19,010
デ マ ン ド 型 乗 合 タ ク シ ー 運 行 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	28,372
デ マ ン ド 型 乗 合 タ ク シ ー 運 行 管 理 シ ス テ ム 借 上 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,356
角 田 市 小 児 科 医 院 開 設 等 事 業 補 助 金	令和7年度から 令和8年度まで	100,000
道 路 維 持 管 理 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	34,500

事 項	期 間	限 度 額
角田駅前施設警備機器保守点検委託料	令和7年度から 令和8年度まで	千円 55
角田駅自由通路警備機器保守点検委託料	令和7年度から 令和8年度まで	60
角田駅前施設警備機器借上料	令和7年度から 令和8年度まで	42
角田駅自由通路警備機器借上料	令和7年度から 令和8年度まで	33
金津小学校スクールバス運行業務委託料	令和7年度から 令和10年度まで	78,777
農業生産組織等経営資金利子補給	令和7年度から 令和9年度まで	66
小規模事業者経営改善資金利子助成	令和7年度から 令和13年度まで	1,724
奨学資金貸付金	令和7年度から 令和12年度まで	16,680
中小企業振興資金融資損失補償	令和7年度から 令和20年度まで	15,000

## 第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金	千円 169,900	証書借入又は証券発行	% 4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は市財政の都合により、償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
総合保健福祉センター施設整備事業費	292,800	同 上	同 上	同 上
障害者就労支援施設整備事業費	66,900	同 上	同 上	同 上
農業農村整備事業負担金	8,400	同 上	同 上	同 上
観光用施設整備事業費	3,700	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	261,100	同 上	同 上	同 上
橋りょう整備事業費	123,300	同 上	同 上	同 上
中央公園施設整備事業費	5,800	同 上	同 上	同 上
公営住宅整備事業費	36,700	同 上	同 上	同 上
防火水槽建設事業費	7,800	同 上	同 上	同 上
小型動力ポンプ付積載車等購入費	21,300	同 上	同 上	同 上
防災行政無線整備事業費	311,700	同 上	同 上	同 上
災害対策用自動車購入費	3,900	同 上	同 上	同 上
自治センター施設整備事業費	16,200	同 上	同 上	同 上
子ども図書館施設整備事業費	2,900	同 上	同 上	同 上
災害援護資金貸付金	1,500	同 上	無 利 子	起債年度から据置期間を含めて14年以内に償還する。ただし、借入先の融通条件があるときは、これに従うものとする。

## 令和7年度角田市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度角田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,390,830千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月17日 提 出

角田市長 黒 須 貫

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		544,670
	1 国民健康保険税	544,670
2 使用料及び手数料		300
	1 手数料	300
3 県支出金		2,578,420
	1 県補助金	2,578,420
4 財産収入		300
	1 財産運用収入	300
5 繰入金		252,006
	1 他会計繰入金	236,773
	2 基金繰入金	15,233
6 繰越金		10
	1 繰越金	10
7 諸収入		15,124
	1 延滞金、加算金及び過料	12,010
	2 雑入	3,114
歳 入	合 計	3,390,830

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		21,988
	1 総務管理費	12,822
	2 徴税費	8,890
	3 運営協議会費	276
2 保険給付費		2,556,853
	1 療養諸費	2,187,300
	2 高額療養費	360,500
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	6,003
	5 葬祭費	3,000
3 国民健康保険事業費納付金		755,810
	1 医療給付費分	517,793
	2 後期高齢者支援金等分	188,681
	3 介護納付金分	49,336
4 保健事業費		41,249
	1 保健事業費	4,615
	2 特定健康診査等事業費	36,634
5 基金積立金		300
	1 基金積立金	300
6 諸支出金		4,630
	1 償還金及び還付加算金	4,630
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	3,390,830



## 令和7年度角田市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度角田市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ469,139千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月17日 提 出

角田市長 黒 須 貫

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		342,274
	1 後期高齢者医療保険料	342,274
2 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
3 繰入金		116,839
	1 他会計繰入金	116,839
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		9,986
	1 延滞金、加算金及び過料	20
	2 受託事業収入	8,326
	3 償還金及び還付加算金	1,630
	4 雑入	10
歳 入	合 計	469,139

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		9,548
	1 総務管理費	5,408
	2 徴收費	4,140
2 後期高齢者医療広域連合納付金		448,219
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	448,219
3 保健事業費		8,742
	1 健康診査事業費	8,742
4 諸支出金		1,630
	1 償還金及び還付加算金	1,630
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	469,139

## 令和7年度角田市介護保険特別会計予算

令和7年度角田市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,347,437千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月17日 提 出

角田市長 黒 須 貫

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入	(単位：千円)	
款	項	金 額
1 介護保険料		660,001
	1 介護保険料	660,001
2 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
3 国庫支出金		751,676
	1 国庫負担金	531,177
	2 国庫補助金	220,499
4 支払基金交付金		854,252
	1 支払基金交付金	854,252
5 県支出金		498,948
	1 県負担金	470,779
	2 県補助金	28,169
6 財産収入		2,000
	1 財産運用収入	2,000
7 繰入金		573,501
	1 他会計繰入金	500,469
	2 基金繰入金	73,032
8 繰越金		10
	1 繰越金	10
9 諸収入		7,019
	1 延滞金、加算金及び過料	200
	2 雑入	6,819
歳 入	合 計	3,347,437

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		59,022
	1 総務管理費	18,315
	2 徴収費	4,084
	3 介護認定費	36,623
2 保険給付費		3,083,251
	1 介護サービス等諸費	2,886,700
	2 高額介護サービス等費	79,454
	3 高額医療合算介護サービス等費	9,623
	4 特定入所者介護サービス等費	107,474
3 地域支援事業費		181,124
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	77,141
	2 一般介護予防事業費	9,799
	3 包括的支援事業・任意事業費	93,820
	4 介護予防・生活支援サービス事業等諸費	364
4 基金積立金		2,000
	1 基金積立金	2,000
5 諸支出金		2,040
	1 償還金及び還付加算金	2,040
6 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	3,347,437

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事業計画策定業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	千円 4,873

## 令和7年度角田市産業用地造成事業特別会計予算

令和7年度角田市の産業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,956千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月17日 提 出

角田市長 黒 須 貫

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		6,946
	1 他会計繰入金	6,946
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
歳 入	合 計	6,956

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		56
	1 総務管理費	56
2 造成費		6,600
	1 造成費	6,600
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	6,956

## 令和7年度角田市東根財産区特別会計予算

令和7年度角田市の東根財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ548千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月17日 提 出

角田市長 黒 須 貫

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		40
	1 財産運用収入	40
2 繰入金		498
	1 基金繰入金	498
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	548

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 会議費		223
	1 会議費	223
2 総務費		48
	1 総務管理費	48
3 財産費		247
	1 財産造成費	247
4 予備費		30
	1 予備費	30
歳 出	合 計	548

## 令和7年度角田市水道事業会計予算

( 総 則 )

第1条 令和7年度角田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数   | 11,500 戸                 |
| (2) 給 水 人 口   | 25,800 人                 |
| (3) 年間給水(配水)量 | 4,300,000 m <sup>3</sup> |
| (4) 一日平均給水量   | 11,780 m <sup>3</sup>    |
| (5) 主な建設改良事業  |                          |

事 業 名	事 業 費	事 業 の 概 要
水道施設整備事業	334,469千円	配水管布設替工事等

( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款	水道事業収益	990,650千円
第1項	営業収益	922,197千円
第2項	営業外収益	68,433千円
第3項	特別利益	20千円

### 支 出

第1款	水道事業費用	1,064,198千円
第1項	営業費用	1,024,812千円
第2項	営業外費用	18,276千円
第3項	特別損失	11,110千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額363,618千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,917千円、減債積立金47,117千円及び過年度分損益勘定留保資金286,584千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		29,670千円
第1項	補助金		18,000千円
第2項	加入金		11,000千円
第3項	開発負担金		660千円
第4項	固定資産売却代金		10千円

		支	出
第1款	資本的支出		393,288千円
第1項	建設改良費		336,171千円
第2項	企業債償還金		47,117千円
第3項	予備費		10,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

(2) 交際費

(他会計からの補助金)

第7条 児童手当の支給のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、240千円である。

( たな卸資産購入限度額 )

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和7年2月17日 提 出

角田市長 黒 須 貫



## 令和7年度角田市下水道事業会計予算

( 総 則 )

第1条 令和7年度角田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 処理区域内人口  | 16,860 人                 |
| (2) 年間総処理水量  | 1,569,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均処理水量 | 4,300 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主な建設改良事業 |                          |

事業名	事業費	事業の概要
下水道施設整備事業	275,307千円	汚水管渠及び雨水幹線築造工事等
流域下水道建設費負担金	38,507千円	阿武隈川下流流域下水道幹線管渠改築及び処理場改築等工事に係る負担金

( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款	下水道事業収益	1,143,132千円
第1項	営業収益	447,030千円
第2項	営業外収益	696,062千円
第3項	特別利益	40千円

### 支 出

第1款	下水道事業費用	1,057,207千円
第1項	営業費用	951,248千円
第2項	営業外費用	101,839千円
第3項	特別損失	120千円
第4項	予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額146,217千円は過年度分損益勘定留保資金47,262千円及び当年度分損益勘定留保資金98,955千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	968,718千円
第1項	企業債	547,400千円
第2項	補助金	113,250千円
第3項	分担金及び負担金	3,015千円
第4項	他会計補助金	305,053千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,114,935千円
第1項	建設改良費	313,814千円
第2項	企業債償還金	801,121千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金利子補給	令和7年度から 令和11年度まで	(千円) 59
水洗便所等改造資金融資損失補償	令和7年度から 令和12年度まで	173

( 企 業 債 )

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 143,800	証書借入又は 証券発行	% 4.0以内(ただし、 利率見直し方式 で借り入れる資金 について、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含めて 40年以内に元利均等その他の方法 により償還する。ただし、融通条件 又は企業財政の都合により、償還年 限を短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借り換えることができる。
流域下水道事業	38,500	同上	同上	同上
資本費平準化債	365,100	同上	同上	同上

( 一 時 借 入 金 )

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

( 予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 金 額 の 流 用 )

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

( 議 会 の 議 決 を 経 な け れ ば 流 用 す る こ の と の で き な い 経 費 )

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

( 他 会 計 か ら の 補 助 金 )

第10条 下水道事業の事業安定のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、458,948千円である。

( た な 卸 資 産 購 入 限 度 額 )

第11条 たな卸資産の購入限度額は、350千円と定める。

令和7年2月17日 提 出

角田市長 黒 須 貫

